

事 務 連 絡

令和6年8月7日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎篤男
〔公印省略〕

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更に当たっての
周知・啓発に向けたお願いについて（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省労働基準局総務課長より、別添のとおり「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され厚生労働省のホームページにおいて公表されたことについて、本会に対し周知方協力依頼がありました。

本大綱は、「調査研究等」、「啓発」、「相談体制の整備等」、「民間団体の活動に対する支援」の各対策を効果的に推進するため、政府における取組とともに事業者等における取組についても定めています。

また、同大綱は過労死をゼロにすることを目指し、労働時間、勤務間インターバル制度、年次有給休暇及びメンタルヘルス対策についても数値目標を達成することを目指しています。

つきましては、貴会会員企業の皆さまに対し、周知方ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（過労死等防止対策大綱）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41932.html

（担当：労働部 又木）